

令和6年能登半島地震被災文化財等救援委員会設置要項

令和6年2月8日

理事長決裁

(設置)

第1条 文化庁「令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援および被災文化財等救援事業（令和5年度）」事業業務計画に基づき、文化庁及び被災各県と協力して、令和6年能登半島地震によって被災した動産文化財（美術工芸品、有形民俗文化財、自然史資料等）を中心に緊急に保全するとともに、今後に予想される損壊建物の撤去等に伴う我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とし、令和6年能登半島地震被災文化財等救援委員会（以下、「救援委員会」という。）を独立行政法人国立文化財機構（以下、「機構」という。）に設置する。

(組織)

第2条 救援委員会は、文化庁の協力要請を受け、文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体をもって構成する。

2 救援委員会は、必要に応じて、文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体以外の団体等に参加又は協力を得ることができる。

3 救援委員会の設置期間は令和6年2月13日から令和7年3月31日までとする。

(活動内容)

第3条 救援委員会の活動内容は以下のとおりとする。

(1) 情報収集

① 文化庁及び被災地各県の文化財保護行政主管部局を通して、国、関係地方公共団体の文化財台帳や過去の調査記録等から文化財等の所在情報を得るとともに、被災地各県からの要請に応じて文化財等の被災状況の調査等を行う。

② 被災地各県の文化財保護行政主管部局を通して、関係市町村、博物館、資料館、美術館等からも情報の提供を得る。

(2) 救出及び保管

① 地震等により文化財等が置かれている建物の倒壊又は倒壊の恐れ等により、文化財等を緊急に避難させる必要がある場合には、所有者からの要請に基づき、所有者の立会い又は委任の下に救出活動を行う。

② 救出した文化財等については、所有者から安全な保存施設における保管の要請があった場合には、可能な限り関係地方公共団体と相談の上適切な施設へ移送し、緊急保管を行う。この場合、所有者に仮預かり証を発行する。

- (3) 緊急の保存及び応急処置
 - ① 救出現場において、緊急の保存又は応急処置が必要と認められたときは、所有者に状況を説明し、その要請があった場合のみ、合意を得た上で当該処置を行う。この場合、当該処置に関する記録を作成する。
 - ② 所有者から緊急の保存又は応急処置の要請がない場合には、県・関係市町村文化財保護行政主管部局の調整に委ねる。
- (4) 救出した文化財等の情報管理
 - ① 救出した文化財等の個々の価値等については、判断しない。
 - ② 救出、保管、緊急の保存又は応急処置を行った文化財等の情報は、所有者、文化庁及び県・関係市町村文化財保護行政主管部局に報告し、情報の公開については関係自治体の文化財保護行政主管部局に委ねる。

(実施体制)

第4条 救援委員会の実施体制は以下のとおりとする。

- (1) 救援委員会の活動は、文化庁及び被災地各県の文化財保護行政主管部局との密接な連携の下に行う。
- (2) 救援委員会の委員長は機構理事長をもって充てる。委員長は救援委員会の活動を統括する。
- (3) 救援委員会の事務局は、機構文化財防災センターに置く。
- (4) 救援委員会は、文化庁及び被災地各県の文化財保護行政主管部局と協議の上、当該県内等に救援活動の拠点となる現地本部を置く。なお、現地本部は、救援の必要がある場合は複数置くことができる。
- (5) 救援委員会の活動に要する経費は、機構の予算および文化庁の委託経費による。
- (6) 救援委員会の経費の会計処理は、機構の会計基準に基づいて行う。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この要項は、令和6年2月8日から施行する。